

# 合 併 公 告

平成28年10月25日

株主及び債権者 各位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
ダイトエレクトロン株式会社  
代表取締役 前 績 行

当社は、平成28年2月5日開催の当社取締役会において、平成29年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、ダイトロンテクノロジー株式会社（本店：大阪市淀川区宮原四丁目6番11号）及びダイトデンソー株式会社（本店：滋賀県栗東市伊勢落字野神689番地1）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、当社はダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の権利義務全部を承継して存続し、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社は解散することとなりましたので、下記のとおり公告いたします。

また、当社は会社法第796条第2項、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。なお、当社はダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 各社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(ダイトロンテクノロジー株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成28年3月22日

掲載頁 86頁 (号外第62号)

(ダイトデンソー株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成28年3月22日

掲載頁 86頁 (号外第62号)

以上